

写

## 答 申 書

平成23年5月24日

久喜宮代衛生組合  
管理者 田中 暄二 様

久喜宮代衛生組合  
廃棄物減量等推進審議会  
会 長 田中 行人

平成22年12月17日付け久宮衛減第1843号をもって諮問された事項2の「家庭系廃棄物（可燃・不燃）の排出時における「ごみ袋」の指定について」について、次のとおり答申します。

### 記

家庭系廃棄物（可燃・不燃）の排出時におけるごみ袋の指定については、当組合の菖蒲清掃センター管内及び八甫清掃センター管内において実費負担方式により既に指定袋を導入済みですが、一方、久喜宮代清掃センター管内では、長年透明袋による収集が行われており、組合管内において排出方法の相違が生じているため、早急に統一する必要があると考えられます。

ごみ袋の指定については、指定袋を導入することによって廃棄物の発生が抑制され、処理量の減少等の効果が見込まれるとともに、管外からの持込（管内ごみ集積所への投棄）や不適物の混入の防止などの二次的な効果も期待されるものです。また、当組合以外の状況としては、これらの減量効果等により近隣市町の多くがごみ袋の指定を実施しており、全国的に見た場合にも、6割を超える市町村において指定ごみ袋が導入されている現状であります。

これらを慎重に検討し総合的に判断した結果、久喜宮代衛生組合管内の家庭系廃棄物の排出においては、可燃・不燃の二種類のごみ袋を指定し当組合管内の取扱いを統一することが適当との審議結果を得たので答申いたします。費用としては、実費負担を原則としていただきたいと思いますと考えますが、全域で実施することによるスケールメリットも活かし、可能な限り低価格での販売となるよう、並びに十分な数の販売店が確保できるよう制度運営の工夫をお願いいたします。

### 付 記

今後の高齢者世帯の増加等を考慮し、扱いやすい形状に配慮するとともに、外国語表記も含め袋の表示を分かりやすくすること、袋の表面の凹凸等により視覚障がい者の方々にも可燃・不燃の判別をしやすいことなど、管内住民にとって利用しやすいデザインとしていただくことを要望します。